特集 1

GHS・SDSのJISが変わる

～ JIS Z7252・JIS Z7253 の改定ポイントと事業者における対応準備～（後編）

化学品管理子

Xアカウント :https://x.com/kagakuhinko
ウェブサイト :https://kagakuhinkanriko.net/

はじめに

こんにちは。化学品管理子です。2025 年 10 月号の前編に引き続き、GHS と SDS に関する日本産業規格、JIS Z7252 と JIS Z7253 の改訂についてお話しします。2025 年 12 月 25 日に、これら二つの JIS の改正が公示されました。それぞれの正式名称は、下記の通りです。

- JIS Z7252:2025　GHSに基づく化学品の分類方法
- JIS Z7253:2025　GHSに基づく危険有害性の情報伝達方法―ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

JIS Z7253 では、規格名称にも変更がありましたね。全体としては、国連GHS文書の改訂に伴う内容修正と、実態に合わせる形での内容変更が中心となっています。

前編では主な変更点について、意見募集版の内容をもとに整理しました。後編となる今回はさらに一歩踏み込み、事業者の実務に直結する視点、すなわち「既存の製品・商品の危険有害性分類の見直しに関係する事項」「既存のSDSの内容の見直しに関係する事項」「今後の危険有害性分類及び試験の見直しに関係する事項」といった観点から、今回のJIS改訂にどのように対応していくかを解説したいと思います。

JISの原文を手元に置きつつ、変更点を踏まえて実務でどう活かすか考えていただければと思います。SDSの改訂再発行は大変な作業ですが、化学品管理の土台を整えるチャンスです。

1.　既存の製品・商品の危険有害性分類の見直しに関係する事項

以下は、既存の製品・商品の組成や含有物質の確認が必要な事項である。

JIS Z7252 関連
- 分類「爆発物」の判定見直し（「鈍性化爆発物」の関連事項も変更）
- 可燃性ガスの分類見直し
- 分類「エアゾール」に「加圧下化学品」を追加
- 酸化性物質を含有する混合物の「自己反応性化学品」判定（修正）

JIS Z7253 関連
- 「SDSを作成する濃度」誤えん有害性区分 1 物質を含有する混合物の定義

1.1　分類「爆発物」の判定見直し

従来の国連GHS及びJISでは、「区分」ではなく国連危険物輸送勧告（UNモデル規則）に沿って定義された「等級」をそのまま準用していたが、国連GHS改訂第9版より、等級に対応させた形で区分が定義された。図表1は、等級と区分の対応をまとめたものである。

国連危険物輸送勧告では、爆発又は火工効果を目的に製造されたものを対象に1.1～1.6の等級を定義しているが、GHSにおいてはそれ以外の物品についても区分1物質として分類される可能性がある点に注意が必要である。実務上は、従来GHSで爆発物として分類されていた化学品の他、爆発又は火工効果を目的として製造されたもの以外で爆発のおそれがあるものについては再確認が必要と考えられる。ただし、先のうちGHSで自己反応性化学品又は有機過酸化物として分類されているものは爆発物としては除外される。

1.2　可燃性ガスの分類見直し

可燃性ガスは、国連GHS改訂第7版で区分が見直され、それまで区分がなかった「自然発火性ガス」「化学的に不安定なガスA」「化学的に不安定なガスB」をGHS区分に組み入れる形になった。また、可燃性ガスに区分1Bが追加された。これは、いわゆる微燃性ガスと呼ばれるもののために設けられた区分で、国内では高圧ガス保安法の「特定不活性ガス」に相当する。いわゆる代替フロンのHFC-32等の冷媒やアンモニアガスなどが相当する。現在可燃性ガスとして分類されている化学品については今一度分類を見直してみる必要があるだろう（図表2）。

<table>
<tr><td rowspan="2">UN危険品</td><td colspan="2">（可燃性固体等として分類）</td><td colspan="3">爆発物*　*等級1.1~1.6の判定は UN Manual of Tests and Criteriaを参照する</td></tr>
<tr><td>右記以外で爆発性があるもの</td><td>爆発又は火工効果を目的として製造されたもの他</td><td>1.1・1.2・1.3・1.5・1.6
1.4※
※区分2B・2Cの条件に合致しないもの</td><td colspan="2">1.4
爆発危険性が比較的低いもの</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>隔離区分S</td><td>左記以外</td></tr>
<tr><td rowspan="2">GHS</td><td colspan="2" rowspan="2">区分1
</td><td colspan="3">区分2</td></tr>
<tr><td>2A
高い爆発危険性
</td><td>2B
中程度の爆発危険性
</td><td>2C
低い爆発危険性
</td></tr>
</table>

図表1　UN爆発物の等級とGHS区分の対応

<table>
<tr><td rowspan="2">JIS Z7252:2019</td><td rowspan="2">自然発火性ガス</td><td colspan="2">化学的に不安定なガス</td><td colspan="2">可燃性ガス</td></tr>
<tr><td>A</td><td>B</td><td>区分1</td><td>区分2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">JIS Z7252:2025</td><td colspan="3">区分1A
</td><td>区分1B
</td><td>区分2
（なし）</td></tr>
<tr><td>自然発火性ガス
</td><td colspan="2">化学的に不安定なガス
A
 B
</td><td colspan="2">可燃性ガス</td></tr>
</table>

図表2　可燃性ガス区分のJIS Z7252:2019とJIS Z7252:2025での比較

1.3　分類「エアゾール」に「加圧下化学品」を追加

これは、国連GHS改訂第8版の改訂に伴う追加である。Z7252の項目としてはA.3エアゾール及び加圧下化学品として追加されたが、加圧下化学品の定義として、「混合物に液体及び/または固体を含み、容器内圧力が20 ℃で200 kPaを超える」というものがあり、これはGHSの高圧ガスの容器内圧力の定義と同一である。つまり、GHSでは20 ℃で200 kPaを超える圧力下で充填された化学品のうち、「気体は高圧ガス、液体または固体を含むものは加圧下化学品、ただしエアゾールディスペンサーに充填されたものはエアゾール」と考えることができる。なお、日本における高圧ガス保安法では容器条件の他、品目を政令で定めているため、GHSで高圧ガスとして分類されるものでも高圧ガス保安法対象外となることがある（図表3）。

今回の改訂により、工業用シーラント等一定の圧力下で液体又は固体を充填した製品が新たにGHS区分の対象となる可能性がある。

1.4　酸化性物質を含有する混合物の「自己反応性化学品」判定（修正）

これは、国連GHS文書の改訂ではなく前版における記述の修正である。

酸化性物質はGHSでは「酸化性液体」または「酸化性固体」として分類されるが、5 %以上有機可燃性物質を持つ酸化性物質の混合物は、一定の条件を満たす場合に自己反応性化学品の分類手順に拠り、自己反応性化学品としても分類しなければならない。2019版では、自己反応性の分類手順ではなく有機過酸化物の分類手順に拠ることと記述されていた。

GHSの酸化性物質として分類している混合物については、念のため分類を再度確認しておくとよい。

1.5　「SDSを作成する濃度」誤えん有害性区分1物質を含有する混合物の定義

これはGHS分類に関するものではないが、製品の性質の確認の一環として見直す必要があるものである。GHS分類に寄与しない場合でも各有害性区分がある化学物質を含有する混合物について「SDSを作成する濃度」として、JIS Z7253 表1で定めている。今回の改訂で、誤えん有害性区分1物質を含有する場合のSDSを作成する濃度が変更された（図表4）。

<table>
<tr><th rowspan="2">容器
内容物</th><th rowspan="2">エアゾール容器
◆噴射式エアゾール
◆泡エアゾール</th><th colspan="2">左記以外の加圧容器</th></tr>
<tr><th>容器内圧力
>200kPa（20℃）</th><th>左記条件を
満たさない</th></tr>
<tr><td>気体のみ</td><td rowspan="2">エアゾール
※</td><td>高圧ガス
※</td><td rowspan="2">区分に該当しない</td></tr>
<tr><td>液体・固体も含む</td><td>加圧下化学品
※</td></tr>
</table>

※ 物性によりピクトグラム「炎」はつかないことがある

図表3　JIS Z7252:2025における高圧ガスと加圧下化学品、エアゾール

	誤えん有害性 区分1 「SDSを作成する濃度」
JIS Z7252:2019	10%以上の区分1の物質かつ40℃での動粘性率が20.5mm²/s以下
JIS Z7252:2025	1.0%以上

図表4 「SDSを作成する濃度」誤えん有害性物質についての比較

ところで、誤えん有害性を持つ化学物質としては、炭化水素（石油留分やテレピン油、パイン油等）や塩素化炭化水素が知られている。これらの物質の多くは既に安衛法の通知対象物質として指定されており、1.0％以上含有する場合SDS上で物質名が通知されていることが多いだろう。通知対象物質以外の炭化水素等で誤えん有害性が通知されている物質を含有していないかという観点での確認が必要であると考えられる。

2.　既存のSDSの内容の見直しに関する事項

以下は、発行済みのSDSの内容の見直しが必要になる事項である。もちろん、今後発行するSDSの内容も以下に沿って変更される。

JIS Z7253 関連
・危険有害性情報と注意書きの文言とクラス割り当ての変更
・注意書きの使用に関する柔軟化
・SDSの各記載事項の主な変更点

2.1　危険有害性情報と注意書きの文言とクラス割り当ての変更

今回のJISの改訂で最も影響が大きいのが本事項ではないだろうか。危険有害性情報と注意書きが大きく見直されるので、実務として発行・交付済みSDSのほぼすべての確認が必要である。JIS Z7253:2025では、表に備考欄が設けられ、当該危険有害性情報または注意書きの変更の有無（新規・削除・割当変更）が記載されている。

【危険有害性情報のコード】
表B.1 －物理化学的危険性の危険有害性情報のコード
表B.2 －健康有害性の危険有害性情報のコード
表B.3 －環境有害性の危険有害性情報のコード

【注意書きのコード】
表C.1 －一般的な注意書きのコード表
表C.2 －安全対策の注意書きのコード表
表C.3 －応急措置の注意書きのコード表
表C.4 －保管（貯蔵）の注意書きのコード表
表C.5 －廃棄の注意書きのコード表

危険有害性情報に関しては、表B.2の健康有害性と表B.3の環境有害性についての変更はない。変更があったのは、前項で述べた危険有害性の分類判定に係るもの、すなわち爆発物、可燃性ガス、加圧した化学品に関するものについての割当の変更（既存のコードの廃止と新規追加も含む）である。

一方、注意書きは、表C.2～C.5について、文言の変更、危険有害性クラスに対しての割当変更が多くある。後述する注意書きの複合化の検討も併せて、注意書きは大幅に見直しが必要になった。例として、図表5に、眼に対する重篤な損傷性区分1に対応する注意書きの変更について示す。

眼に対する重篤な損傷性区分1

JIS Z7252:2019		JIS Z7252:2025	
安全対策	・P280	安全対策	**P264+P265**、P280
応急措置	・P305+P351+P338、P310	応急措置	・P305+P351+P338、**P317**

P264

JIS Z7252:2019	JIS Z7252:2025
取扱い後は．．．をよく洗うこと。	取扱い後は**手【及び．．．】**をよく洗うこと。

P265（新規）

JIS Z7252:2019	JIS Z7252:2025
	眼を触らないこと。

P317（新規、P310は削除）

JIS Z7252:2019	JIS Z7252:2025
	医療処置を受けること。

図表5　眼に対する重篤な損傷性区分1の注意書き変更（変更箇所を**太字＋下線**で示した）

眼に対する重篤な損傷性区分1については、P264+P265、P317の二つが今回新たに注意書きの割当として追加された。また、P264は文言が変更、P265は眼区分1、眼区分2・3に割り当てるために新設されたものである。JIS Z7253:2019のP310は「直ちに医師/…に連絡すること。」という文言であったが、2025版ではこの注意書きは廃止され、P317「医療処置を受けること。」として新たに新設された。

今回のJIS Z7253改訂では危険有害性区分に対して注意書きの記載内容が変わるものがあり、発行済みのSDSの内容を見直す必要がある。以下に参考情報として危険有害性情報と注意書きの割り当てが変わる危険有害性クラス(図表6)と、注意書きの文言が変更になる危険有害性クラス(図表7)を示す。

図表6　JIS Z7253:2025で危険有害性情報・注意書きの割り当てが変わる危険有害性クラス

物理危険性	区分
爆発物	1，2A，2B，2C
可燃性ガス	可燃性ガス1B，自然発火性ガス， 化学的に不安定なガスA， 化学的に不安定なガスB

環境有害性	区分
対象なし	

健康有害性	区分
急性毒性（経口）	1，2，3，4
急性毒性（経皮）	1，2，3，4
急性毒性（吸入）	1，2，3，4
皮膚腐食性	1(1A,1B,1C含む)，2
眼に対する重篤な損傷性	1，2／2A，2B
呼吸器感作性	1
皮膚感作性	1
生殖細胞変異原性	1(1A及び1B)，2
発がん性	1(1A及び1B)，2
生殖毒性	1，2，追加区分
特定標的臓器毒性（単回）	1，2，3
特定標的臓器毒性（反復）	1，2
誤えん有害性	1

図表7　JIS Z7253:2025で注意書きの文言が変わる危険有害性クラス

物理危険性	区分
爆発物	1，2A，2B，2C
可燃性ガス	自然発火性ガス，深冷液化ガス
引火性液体	1，2，3，4
可燃性固体	1，2
自己反応性化学品	タイプA，B，C及びD，E及びF
自然発火性液体	1
自然発火性固体	1
自己発熱性化学品	1，2
水反応可燃性化学品	1，2，3
酸化性液体	1，2，3
酸化性固体	1，2，3
有機過酸化物	タイプA，B，C及びD，E及びF
金属腐食性化学品	1
鈍性化爆発物	1，2，3，4

健康有害性	区分
急性毒性（経口）	1，2，3，4
急性毒性（経皮）	1，2，3，4
皮膚腐食性	1(1A,1B,1C含む)，2
眼に対する重篤な損傷性	1，2／2A，2B
皮膚感作性	1
生殖細胞変異原性	1(1A及び1B)，2
発がん性	1(1A及び1B)，2
生殖毒性	1，2，追加区分
特定標的臓器毒性（単回）	1，2
特定標的臓器毒性（反復）	1

環境有害性	区分
対象なし	

2.2　注意書きの使用における柔軟化（JIS Z7253:2025　C.4 関連）

国連GHS文書で注意書きの使用における柔軟性（Flexibility in the use of precautionary statements）について記述が追加されたことから、JIS Z7253 でも同様の説明が加えられることになった。これらは、JIS Z7253:2025 においては初めて設けられた記載であり、C.4 に記載されている。JISでは「注意書きの柔軟化」という用語を用いているが、自由化ではないことに留意したい。

注意書きの使用における柔軟化として国連GHSから以下に抜粋する。

【注意書きの使用における柔軟化】国連GHS改訂第9版 A.3.2.5 より抜粋
- 適切でない注意書きの省略
 Omission of precautionary statement where the advice is not relevant
- 注意書きの結合又は統合
 Combination or consolidation of precautionary statement
- 安全上の意味を変えない文言の表現変更
 Variations of text not affecting the safety message
- 医療対応に関する注意書きの適用
 Application of precautionary statement concerning medical response

このように、注意書きの使用における柔軟化においてはその使用方法について決められている。

● 適切でない注意書きの省略

定められた注意書きが明らかに適切ではない、またはラベルの他の情報で十分に伝えられている場合は、注意書きを省略することができる。この時、SDSの発行者は使用者の特性、供給量及び意図された予見可能な使用環境を考慮した上でその注意書きが適切でないことを示すことができるようにしていなければならない。すなわち、これはSDSを作成する個人の判断ではなく会社としての判断であることを示せなければならないということである。労働安全衛生法では、危険有害性分類判定及びSDSの作成は化学物質管理者の法定業務となっている。以下に解説する「安全上の意味を変えない文言の表現変更」と合わせ、化学物質管理者の監督のもと事業場ごとに注意書きの使用について取りまとめ判断の証跡を記録しておく等の管理をしておく必要があるだろう。

● 注意書きの結合又は統合

「飲み込んだ場合:(P301)、無理に吐かせないこと。(P331)」のように、GHSにおける注意書きはしばしば結合注意書きとして指定されるが、もし複数の危険有害性による注意書きの意味が重複し、整理することで明快に伝わりやすくなるのであれば、さらに文言の結合及び統合をすることが望ましい。JIS Z7253:2025 表C.2 ～ C.4 の結合注意書きは例示であると記載されているが、これは「やってもやらなくてもよい」という意味ではなく、「明確な情報伝達のために事業者自らの判断で柔軟に組み合わせることが望ましい」という趣旨である。このような統合・結合を進めるに当たっては、化学物質管理者の責任で内容を十分に確認・管理する必要があることを念頭においておきたい。

● 安全上の意味を変えない文言の表現変更

各種国内法令に従った上で注意書きを適切な他の同等の文言に変更してもよい。JISでは「ただし、注意を促す助言が弱まったり損なわれたりしてはならない」との記載にとどまっているが、国連GHS改訂第9版 A.3.2.5.3.1 ではこの変更は「スペルの変更」「同義語」「製品の供給先や使用地での事情に応じて用いられる言い換え」を含むとされており、つまりここで述べられている表現変更とは文言の軽微な変更（minor text variations）にとどまるということである。例えば、注意書きコードとの対応関係が推測できなくなるような大幅な表現変更は認められていないという点に注意したい。

● 医療対応に関する注意書きの適用

複数の危険有害性に該当する化学品の注意書きの重複に関する補足である。図表 8 に、本事項に関係する、ばく露経路又は症状と医療対応に関する注意書きを記載する。

ばく露経路又は症状に関する注意書き	医療対応に関する注意書き
P301 飲み込んだ場合：	P316 すぐに救急の医療処置を受けること。
P302 皮膚に付着した場合：	P317 医療処置を受けること。
P303 皮膚（又は髪）に付着した場合：	
P304 吸入した場合：	P318 ばく露又はその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。
P305 眼に入った場合：	
P306 衣類にかかった場合：	P319 気分が悪い時は、医療処置を受けること。
P308 ばく露又はその懸念がある場合：	
P332 皮膚刺激が生じた場合：	
P333 皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：	
P337 眼の刺激が続く場合：	
P342 呼吸に関する症状が出た場合：	

図表 8　ばく露経路又は症状と医療対応に関する注意書き

以下 a)～ d)で具体的な適用について説明する。

a)医療対応に関する注意書きは、常に一つ以上のばく露経路または症状と結合される。※ただし、高圧ガス(深冷液化ガス)にはP336+P317 として用いる(図表 9)。

b)同じ医療対応の文言が異なるばく露経路で導出された場合にはばく露経路を結合する。三つ以上のばく露経路で導出された場合は、P308 を用いてばく露経路を包括して記載してもよい。また、同じばく露経路が重複して出てきた場合には 1 回だけ記載する(図表 10)。

◆ P316とP317はばく露経路又は症状の注意書きと結合する

P301 飲み込んだ場合： ＋ P317 医療処置を受けること。

↓

P301+P317 飲み込んだ場合：医療処置を受けること。

（例外）
高圧ガス（深冷液化ガス）はP317はばく露経路又は症状に関する注意書きなしで使用する。

P336+P317
凍った部分をすぐにぬるま湯でとかすこと。受傷部はこすらないこと。医療処置を受けること。

図表 9　ばく露経路又は症状と医療対応に関する注意書きの結合の例

◆ 同じ医療対応で複数のばく露経路があれば注意書きを結合する

P301+P317　飲み込んだ場合：医療処置を受けること。

P302+P317　皮膚に付着した場合：医療処置を受けること。

↓

P301+P302+P317
飲み込んだ場合や皮膚に付着した場合：医療処置を受けること。

◆ 3つ以上のばく露経路があればP308を使ってもよい

P301+P317　飲み込んだ場合：医療処置を受けること。

P302+P317　皮膚に付着した場合：医療処置を受けること。

P304+P317　吸入した場合：医療処置を受けること。

↓

P308+P317　ばく露又はその懸念がある場合：医療処置を受けること。

図表 10　同じ医療対応の文言が異なるばく露経路で導出された場合の例

c）異なる医療対応の文言が同じばく露経路で導出された場合には、P316 ＞ P317 ＞ P318 の順で優先され、かつ、該当する場合には「ばく露又はその懸念がある場合には、医学的助言を求めること。（P318）」を常に示す（図表 11）。

d）異なる医療対応の文言が異なるばく露経路で導出された場合には、すべての医療対応に関連する注意書きを省略せず、すべて記載する（図表 12）。

◆ 異なる医療対応の文言が同じばく露経路で導出された時は整理する

P301+P316　飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること。

P301+P317　飲み込んだ場合：医療処置を受けること。　※削除する

↓

P301+P316　飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること。
P318　ばく露又はその懸念がある場合には、医学的助言を求めること。

または

P301+P316　飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること。
また、　※読みやすくするために←のような文言の追加が望ましい
P318　ばく露又はその懸念がある場合には、医学的助言を求めること。

図表 11　異なる医療対応の文言が同じばく露経路で導出された場合の例

◆ 省略せず全部記載する

P301+P316　飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること。

P337＋P317　眼の刺激が続く場合：医療処置を受けること。

P319　気分が悪い時は、医療処置を受けること。

図表 12　異なる医療対応の文言が異なるばく露経路で導出された場合の例

2.3　SDSの各記載事項の主な変更点

以下では、SDSの具体的な記載事項についての変更点について解説する。全体としては現在の運用実態に合わせた合理化の意味合いが強い。労働安全衛生法関係で既に通達されている内容も含まれるので、既に対応されている事業者もあるかもしれない。いずれにしても、SDSを改訂する際には改めて確認し、確実に反映させるようにしたい。

JIS Z7253 関連（付属書D）
- SDS小項目名の見直し・運用緩和
- 第1項 推奨用途と使用上の制限に係る国内法令についての言及の追加
- 第8項 許容濃度の記載における濃度基準値の言及
- 第14項 輸送に関する情報記載の明確化と緊急時応急措置指針番号
- 化学物質の法定名称の記載

● SDS小項目名の見直し・運用緩和

2019版においても、SDSの記載任意の小項目名（第1項の「製品コード」「供給者のファクシミリ番号または電子メールアドレス」等）についてはJIS Z7253の表D.1との完全な一致は求めず、また、JISで定めがないものを独自の小項目として盛り込むことは許容されていた。今回の変更では、それに加えて記載必須の小項目（第1項の「化学品の名称」等）についても原則一致させるとしながらも「化学品を取り扱う者に誤解を与えない範囲で変更してもよい」とされた。

これは、現在流通しているSDSの多くと整合性を持たせたものである。図表13に、職場のあんぜんサイトに掲載のモデルSDSと従来のJIS規格であるJIS Z7253:2019の表D.1に記載の小項目名称を比較した。

JIS Z7253:2019に完全に適合していなくても、モデルSDSの小項目名は実務者にとってもわかりやすい。今回のJIS改訂では、改めてこのような形式を許容した形となった。なお、JIS Z7253:2025では「国内規制がある場合の規制情報」は「国内規制」に、「該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する規制に関する情報」は「該当法令」になる等、一部の小項目名が変更されている。

● 第1項 推奨用途と使用上の制限に係る国内法令についての言及の追加

労働安全衛生規則第34条の2の4の改正（令和6年4月1日施行分）で、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が法第57条の2で通知を行うべき事項として追加された。本件は、これを受けてJISでも「法令によって記載が求められうる場合は、それに従う。」の文言が追加されたものである。

図表13　小項目の名称がJISと異なる例（職場のあんぜんサイト モデルSDS）

大項目	モデルSDS：四塩化アセチレン （改訂日2022年3月15日）	JIS Z7253:2019 表D.1 小項目名
11	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	皮膚腐食性／皮膚刺激性
11	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
11	呼吸器感作性	呼吸器感作性又は皮膚感作性
11	皮膚感作性	
14	国内規制	国内規制がある場合の規制情報
14	特別な安全上の対策	輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策
15	（各法令の名称）	該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する規制に関する情報
16	（参考文献）	安全上重要であるがこれまでの項目名に直接関連しない情報

記載必須の項目で比較した。

● 第 8 項 許容濃度の記載における濃度基準値の言及

2024 年 4 月より、労働安全衛生法における濃度基準値の運用が導入された。厚生労働省によるSDS関係の運用通知として、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」という文書がある。2022 年 5 月 31 日の改正で、文書交付等により通知しなければならない事項として「管理濃度、濃度基準値（労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう）、許容濃度等」が追加された。本件は、これを受けてJISにも「労働安全衛生法上の管理濃度、労働安全衛生法上の濃度基準値」という文言が追加された。

● 第 14 項 輸送に関する情報記載の明確化と緊急時応急措置指針番号

もともと本項は国連危険物輸送勧告（JIS本文中では「UNモデル規則」）に係る情報を記載することを想定してGHSで設けられた項目である。ところが、日本では国連危険物輸送勧告は陸上輸送では使われない（海上輸送・航空輸送ではこれをもとに規制している）ことから、事業者への浸透が今ひとつである。そこで、今回のJIS改訂では「国連危険物輸送勧告」であることを明示し、注意事項等を補足した。また、兼ねてより総務省と経済産業省が日本化学工業協会と連携して導入を推進している緊急時応急措置指針番号について、改めて言及されることとなった。

● 化学物質の法定名称の記載

法令ごとに定められている化学品の法定名称をこの項に記載することが、今回改めて示された。なお、本項には「なお、上記内容は、項目 3（D.4）に重複して記載してもよい。」という記述があるが、これは現行第 3 項に該当法令情報を記載しているSDSが見られることから、それを許容するために暫定的に記載している事項である。「危険有害性に寄与する成分」と「濃度基準値未満でSDSを作成する濃度」を第 3 項に、製品または成分の該当法令情報を第 15 項に記載することが原則である。

● 「濃度基準値未満でSDSを作成する濃度」のGHS分類記載の削除

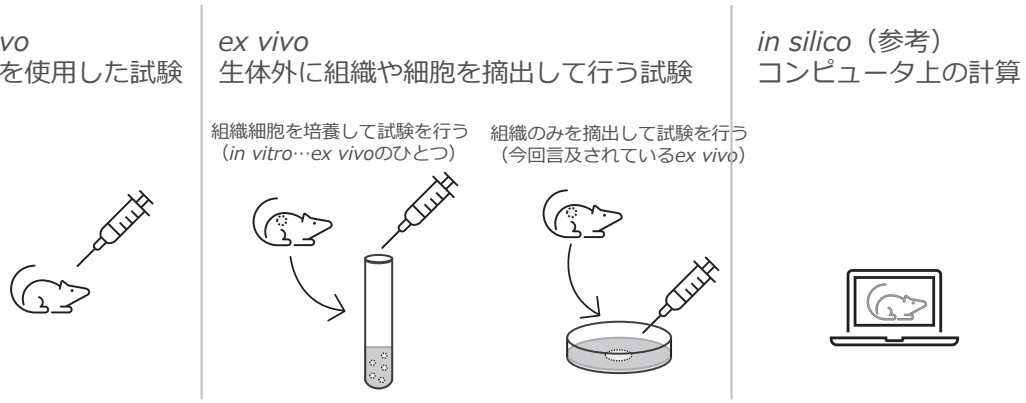
GHS分類の濃度基準値未満でも、感作性や長期毒性がある物質については「SDSを作成する濃度」を定め、情報伝達を推奨している。JIS Z7253:2019 では、このような物質について、当該成分の名称と濃度又は濃度範囲に加え、GHS分類も記載することが望ましいと記載されていたが、今回の改訂ではGHS分類の記載に関するものは削除された。

3.　今後の危険有害性分類及び試験の見直しに関する事項

ここでは、既存のSDSの見直しとは直接関係しないが、JIS Z7252 の大きな改定ポイントである有害性分類に使用できる試験方法の拡大について解説したい。化学物質の有害性試験にあたり、生体を使用しない試験方法の利用を拡大することが目的である。*ex vivo* / *in vitro* 試験の評価は現在も進められており、今後の有害性評価に使用できる可能性がある。

ところで、下記に *in vivo* / *ex vivo* / *in vitro* の違いについて、直感的な理解の助けとなるよう図表 14 に示す。それぞれ、ラテン語でvivoは「生きている状態の」、vitroは「ガラスの」、inは「中で」、exは「外で」の意味である（なお、参考までにsilicoは「シリコンの＝コンピュータの」から転じてコンピュータ上のシミュレーションや解析を指すラテン語風の造語である）。

JIS Z7252 関連
- 皮膚腐食性 / 刺激性・眼に対する重篤な損傷性 / 刺激性・皮膚感作性の分類における *in vitro* / *ex vivo* 試験の使用の追加
- 急性毒性の分類における *in vivo* データの取り扱いについての追記



図表 14　毒性試験に関する *in vivo* / *ex vivo* / *in vitro* の違い（イメージ）

3.1　*ex vivo* / *in vitro* 試験の使用拡大（皮膚腐食性 / 刺激性・眼損傷性 / 眼刺激性・呼吸器感作性・皮膚感作性）

国連GHS小委員会においても、生体を直接使わない毒性試験、すなわち *ex vivo* / *in vitro* 試験の適用の拡大が積極的に議論されている。国連GHS改訂第 9 版では皮膚腐食性 / 刺激性について *ex vivo* / *in vitro* 試験の適用が言及されているが、国連GHS改訂第 10 版では眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性と皮膚感作性にまで拡大されている。そこで、今回のJIS改訂においては本箇所のみ国連GHS改訂第 10 版を参照し、皮膚腐食性 / 刺激性のみならず眼に対する重篤な損傷性 / 刺激性と皮膚感作性、さらに呼吸器感作性についても *ex vivo* / *in vitro* 試験を適用できることにした。なお、具体的な試験方法については政府のGHS分類ガイダンスに掲載されることになる。

3.2　急性毒性の分類における *in vivo* データの取り扱いについての追記

国連GHS並びに国連危険物輸送勧告における急性毒性に関する急性毒性試験は、定められた *in vivo* 試験で直接 LD_{50} または LC_{50} 値を求めることができる。ここでは、例えばそれより供試動物数の少ない試験の結果等も急性毒性の分類判定に使用できるように言及したものである。ただし、この判断は臨床兆候等の毒性指標を踏まえる必要があり、専門家判断として行われる必要がある。

また、労働災害や事故に関する情報、疫学研究、臨床報告等のヒトの経験に基づいたデータを入手した時は、これを証拠の重みづけによって検討に採用されるべきものであることも改めて追加された。

4.　事業者における対応について考慮すること

ここまで、JIS Z7252 及び Z7253 の改正点について解説してきたが、事業者における対応を検討するに当たっては、その他の以下の事項を考慮する必要がある。

4.1　2019 版から 2025 版への移行期間

2019 版では公示後 3 年間とされていた移行期間は、今回は公示後 5 年とされた。これは公示時点で労働安全衛生法の通知対象物質大幅増加の対応期間中であること、今回のSDS改訂対応においては注意書きの見直しを含む作業量が多いことが考えられること、そして今回非常に多くのSDSが内容変更を伴う改訂が必要になり、サプライチェーン末端まで内容が行き渡るのに数年を要する等による。また、次項で触れる「営業秘密情報の代替化学名での通知」についての具体的な記載方法は厚生労働省のガイドラインを待つ必要があり、現時点ではまだ改訂作業に着手できないケースもありうる。例えば単一物質から構成される製品でその名称が一般的で広く知られているもの等、対応可能な事業者から対応を開始するのがよいものと思われる。さらに、二つ後の記事で触れる、労働安全衛生法「文

書による情報伝達の義務の管理強化」の施行の時期も確認しつつ十分な時間を取って準備するのがよいだろう。

4.2　労働安全衛生法「営業秘密情報の代替化学名での通知」

本件は労働安全衛生法第57条の2の第3項～第6項として既に改正公示されており、施行は令和8年4月の予定である。ここでは、通知対象物である成分の情報がいわゆる営業秘密である時に「代替化学名等」での通知を可能とする（第3項）ものであるが、この時通知を行ったものは別途定める事項の記録（第4項）や医師等から問い合わせがあった場合の情報開示（第5項）を行う。具体的な方法は厚生労働省令で定める（第7項）他、適切かつ有効な実施のために厚生労働省が指針を公表する（第8項）ことになっており、現在は厚生労働省令及び指針の公示を待っている段階である。現在の法律での通知対象物質の公表に懸念がある事業者においては、これらの公示を待って内容を確認してから対応方針を検討するところもあるだろう。

4.3　労働安全衛生法「文書による情報伝達の義務の管理強化」

労働安全衛生法では、以下により第57条の2第1項に係る義務の管理強化の予定である。

- 「危険性又は有害性等の通知の義務（第57条の2第1項）」に罰則を設けた
- 「変更の際の速やかな通知（第57条の2第2項）」を努力義務から義務規定に変更

これらの施行日は「公布の日から5年を経過しない日」とだけ定められていて、2025年12月時点では施行日は定められていない。この改正の公布は2025年5月14日であることから、JISの移行期間の終了前に施行されることはほぼ確実である。本改正事項の施行日間近に慌てることがないよう、計画を立てて準備をすることが肝要である。

4.4　参考となる文書

GHS分類判定及びSDSの作成・交付に携わる事業者にとって有益な参考文書がある。

以下の文書はJISの公示後、数か月以内に改訂される。

- GHS対応ガイドライン（日本化学工業協会［日化協］）
- GHS分類ガイダンス（政府向け・事業者向け）（経済産業省）

また、2026年4月には労働安全衛生法の改正施行があるのでそのタイミングで、厚生労働省の運用通達に相当する文書も改訂されるものと思われる。

- 労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について（厚生労働省）※いわゆる1号通達

実際にSDSの改訂にあたりこれらの公示を待つ必要があるかは、自社の製品・商品の特性にも関係するだろう。

まとめ

GHSとSDSに関するJISの今回の改訂は、国連GHS文書の更新内容を反映するとともに、より実際の運用に即した内容へと明確化された点が特徴である。既存の製品の分類や交付済みのSDSの内容の見直しを伴うため、各変更点について具体的な影響を確認することが重要である。対応に当たっては、JIS原文を参照しつつ、最新の実務知見やガイダンスの活用も推奨される。

参考文献

1） JIS Z7252:2025 GHS に基づく化学品の分類方法

2） JIS Z7253:2025 GHS に基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法―ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

3） JIS Z7253:2019 GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法―ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

4） 国連GHS文書
Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemical（GHS）9th revision
ST/SG/AC.10/30/Rev.9（United Nations）

5） 職場のあんぜんサイト モデルSDS 四塩化アセチレン（改訂日 2022 年 3 月 15 日）

化学品管理子は、
合同会社容古堂 渡邉容子が運営する、
化学品管理の情報発信・コンサルティングの
ためのブランド名です。

Xアカウント→化学品管理子（@kagakuhinko）
https://x.com/kagakuhinko

ウェブサイト→化学品管理子.net
https://kagakuhinkanriko.net/